

(案)

契 約 書

大津市（以下「甲」という。）と、〇〇〇〇（以下「乙」という。）とは、次の条項により、E T Cカードの使用に関する請負契約を締結する。

（信義誠実の原則）

第1条 甲及び乙は、信義に従って誠実にこの契約を履行するものとする。

（契約の目的）

第2条 乙は、甲を乙の発行するE T Cカードの法人会員として入会させ、E T Cカードを発行し、甲に貸与し、使用させる（以下「業務」という。）ものとする。なお、本契約に定める事項の他は、乙の定めるE T Cカード（法人一括型）会員規約の定めに従うものとする。

- 2 甲が貸与を受けたE T Cカードについては、東日本高速道路株式会社、中日本高速道路株式会社、西日本高速道路株式会社、首都高速道路株式会社、阪神高速道路株式会社、本州四国連絡高速道路株式会社及び滋賀県道路公社（以下「東日本高速道路株式会社等」という。）が管轄する道路において使用できるものとする。
- 3 甲は、E T Cカードの使用により生じた東日本高速道路株式会社等の甲に対する債権について、乙が甲に代わって東日本高速道路株式会社等に立替払することを乙に請け負わせるものとする。
- 4 甲は、乙が立替払した前項の債権について、乙に支払うものとする。

（契約期間）

第3条 契約期間は、令和8年4月1日から令和9年3月31日までとする。

（E T Cカードの発行）

- 第4条 乙は、甲の所有する車両等を対象として、本契約の定めるところによりE T Cカードを発行するものとする。
- 2 乙は、甲の必要に応じ、E T Cカードを必要な範囲において発行するものとする。

（E T Cカードの所有権）

第5条 E T Cカードの所有権は乙に属し、甲はそれを善良なる管理者の注意義務をもって使用及び管理しなければならない。

(契約金額)

第6条 契約金額は、次に掲げるとおりとする。

(1) 年会費 無料

(2) 債 権 甲のETCカードの使用に伴い発生する、乙の東日本高速道路株式会社等に対して行う立替払金額

(契約保証金及び契約手数料)

第7条 本契約に係る乙に納付すべき契約保証金及び契約手数料はないものとする。

(検査)

第8条 乙は、毎月1日から末日まで（以下「利用期間」という。）のETCカードの利用明細書（以下「明細書」という。）を作成し、利用期間の翌月下旬までに甲に通知する。

2 乙は、甲又は甲の指定する職員（以下「検査職員」という。）に、前項の利用明細書の検査を受けなければならない。

3 検査職員は、乙から明細書の提出を受けたときは、速やかに検査を行わなければならない。

(契約金額の請求及び支払)

第9条 乙は、前条に定める検査の合格後、利用期間の翌月下旬までに東日本高速道路株式会社等へ立替払を行なった債権の支払を甲に請求するものとする。

2 甲は、乙から適法な支払請求書を受理したときは、利用期間の翌々月末日（以下「約定期間」という。）までに対価を支払わなければならない。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(遅延利息)

第10条 甲が前条の約定期間に内に対価を支払わなかった場合には、遅延利息として約定期間満了の日の翌日から支払をする日までの日数に応じ、当該未払金額に対し、政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条第1項に規定する財務大臣が銀行の一般貸付率を勘案して決定する率を乗じて計算した金額を乙に支払うものとする。ただし、その金額に1円未満の端数が生じた場合はこれを切り捨てるものとする。

(権利義務の譲渡等の禁止)

第11条 乙は、第三者に対し、役務等の一部若しくは全部を委任し、若しくは請け

負わせ、本契約によって生じる権利義務を譲渡し、又はこの契約上の地位を承継させてはならない。ただし、甲の承諾を得たときは、この限りでない。

(事情変更)

- 第12条 甲は、必要がある場合には、乙と協議して業務の内容を変更し、又は業務を一時中止若しくは業務の一部を打ち切ることができる。
- 2 甲及び乙は、本契約の締結後、経済情勢の変動、天災地変、法令の制定又は改廃その他著しい事情の変更により、本契約に定める条件が不適当となったと認められる場合は、協議して本契約内容を変更することができる。
- 3 前2項の場合において本契約条項を変更する必要がある場合には、書面により定めるものとする。

(契約の解除)

第13条 甲及び乙は、互いの相手方（甲の相手方は乙、乙の相手方は甲とする。以下同じ。）が次の各号のいずれかに該当するときは、何らの催告を要せず直ちにこの契約を解除することができる。

- (1) この契約に違反し、甲又は乙が相当の期間を定めて催告したにもかかわらず、互いの相手方がその違反を是正しないとき。
- (2) この契約を履行しないとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）、又は前号に定めるもののほかこの契約に違反し契約の目的を達成することができないと認められるとき。
- (3) 資力の低下等によりこの契約を履行できないおそれがあると認められるとき（その不履行が軽微なものである場合を含む。）。
- (4) 甲又は乙が、互いの相手方に対し、その信用を著しく失墜させる行為をしたと認められるとき。
- (5) 甲又は乙（乙が共同企業体であるときは、その構成員のいずれかの者。以下の号において同じ。）が次のいずれかに該当するとき。
- ア 役員等（甲については次長級以上の職員を、乙については役員、その支店又は常時業務の委託に係る契約を締結する事務所の代表者その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員（同条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であると認められるとき。
- イ 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしていると認

められるとき。

ウ 役員等が、暴力団若しくは暴力団員に対して資金等を供給し、又は便宜を供与するなど、直接的又は積極的に、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。

エ 役員等が暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれを不当に利用するなどしていると認められるとき。

オ 役員等が暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有していると認められるとき。

カ この契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の締結に当たり、その相手方がアからオまでのいずれかに該当することを知りながら、当該相手方と契約を締結したと認められるとき。

キ 甲又は乙が、アからオまでのいずれかに該当する者をこの契約の履行に係る必要な物品の購入契約その他の契約の相手方としていた場合（カに該当する場合を除く。）において、互いの相手方が甲又は乙に対して当該契約の解除を求めたにもかかわらず、同者がこれに従わなかったとき。

第13条の2 甲は、この契約に関し、乙が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。

- (1) 公正取引委員会が、乙に違反行為があったとして私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）第7条第1項若しくは第2項（同法第8条の2第2項及び第20条第2項において準用する場合を含む。）、第7条の2第1項（同条第2項及び同法第8条の3において読み替えて準用する場合を含む。）、第8条の2第1項若しくは第3項、第17条の2又は第20条第1項の規定による命令をし、当該命令が確定したとき。
- (2) 乙（乙が法人の場合にあっては、その役員又は使用人）について刑法（明治40年法律第45号）第96条の6又は同法第198条の規定による刑が確定したとき。

（契約が解除された場合等の違約金）

第13条の3 甲又は乙が、次の各号のいずれかに該当する場合においては、契約開始日から当契約が解除された日までに発生した第6条第2号の債権の10分の1に相当する額を違約金として互いの相手方の指定する期限までに同相手方に支払わなければならない。ただし、甲が次の各号のいずれかに該当する場合は甲の、乙が同号のいずれかに該当する場合は乙の責めに帰することができない事由によるものであるときは、この限りでない。

- (1) 第13条第1号から第5号までの規定によりこの契約が解除された場合
 - (2) 甲若しくは乙がその債務の履行を拒否し、又は甲若しくは乙の債務について履行不能となった場合
- 2 次に掲げる者がこの契約を解除した場合は、前項第2号に該当する場合とみなす。
- (1) 乙について再生手続開始の決定があった場合において、民事再生法（平成11年法律第225号）の規定により選任された再生債務者等
 - (2) 乙について更生手続開始の決定があった場合において、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定により選任された管財人
 - (3) 乙について破産手続開始の決定があった場合において、破産法（平成16年法律第75号）の規定により選任された破産管財人

（損害賠償責任）

- 第14条 甲又は乙が、本業務の実施に関して互いの相手方に損害を与えたとき、又はこの契約に定める義務を履行しないために同相手方に損害を与えたときは、直ちにその損害を賠償しなければならない。
- 2 甲又は乙が、本業務の実施に関して第三者に損害を与えたときは、直ちにその第三者に対してその損害を賠償しなければならないものとし、その場合の互いの相手方は、その第三者に対して損害賠償の責めを負わないものとする。

- 第14条の2 乙は、この契約に関し、第13条の2各号のいずれかに該当するときは、甲が契約を解除するか否かにかかわらず、賠償金として、契約開始日から同条各号のいずれかに該当したことが判明した日までに発生した第6条第2号の債権の10分の2に相当する額を甲の指定する期間内に甲に支払わなければならない。これは、本契約満了後も同様とする。ただしこの場合の賠償金は、契約開始日から契約満了日までに発生した第6条第2号の債権の10分の2に相当する額とする。
- 2 前項の規定は、甲に生じた損害の額が同項に規定する賠償金の額を超える場合において、甲がその超過分につき賠償を請求することを妨げるものではない。

（秘密の保持）

- 第15条 乙は、本業務の実施に当たり知り得た秘密を第三者に漏らしてはならない。

（紛争の解決方法）

- 第16条 本契約事項について疑義があるとき又は本契約条項に定めていない事項については、甲乙協議の上決定するものとする。

この契約の締結を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自1通を保有するものとする。

年　月　日

大津市御陵町3番1号

甲　　大津市

大津市公営企業管理者

乙